

公 告

制限付き一般競争入札を次のとおり行う。

令和4年8月5日
社会福祉法人 ゆたか福祉会
理事長 鈴木 清覺

記

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 第2ゆたか希望の家 増築工事
- (2) 工事場所 北設楽郡設楽町大字東納庫字松山6番2、6番3
- (3) 工 期 契約締結の日より令和5年3月15日まで
- (4) 入札方式等
制限付き一般競争入札
最低制限価格制度

2. 入札参加資格

本公告日において、令和4・5年度に愛知県が発注する建設工事の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、(1)についてはいずれにも該当する者とし、(2)についてはいずれかに該当する者でなければ入札に参加することができない。

(1)ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者

イ 本公告日から落札決定の日の期間において、建設業法第28条による営業停止処分を付されていない者及び愛知県から指名停止措置に付されていない者

ウ 落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者

エ 落札決定の前日1年間に手形交換所規則による不渡報告に掲載されていない者

オ 会社更生法第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

カ 本公告日から落札決定の日の期間において、「愛知県が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者

キ 建設業法第26条に規定する技術者を配置できる者

ク 愛知県建設局の「入札参加資格者名簿」に登載されており、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において、建設業法に基づく業務停止、「愛知県建設工事請負業者選定要領」に基づく指名停止を受けていない業者

(2)ア 北設楽郡・新城市内の本店（本社）で、建築一式工事等級について、愛知県の定めたA格付の業者で、経営事項評価点数が920点以上の業者

イ 豊川市・豊橋市内の本店（本社）で、建築一式工事等級について、愛知県の定めたA格付の業者で、経営事項評価点数が1,000点以上の業者

3. 契約条項を示す場所及び日時

社会福祉法人 ゆたか福祉会 本公告の日から令和4年8月10日まで

4. 入札日時及び入札場所

令和4年8月23日 午後13時30分

ゆたか福祉会 4階 会議室

名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3

TEL 052 - 698 - 7356

5. 入札保証金 免除

6. 予定価格及び最低制限価格

- (1) 予定価格 落札決定後（入札事務整理後）公表する
- (2) 最低制限価格 有

7. 受付期間及び申込み方法、設計書及び設計図面の配布

- (1) 入札参加希望者は、別添様式「入札参加申込書」に必要事項を記載し、本工事の設計書等配布時に、有限会社補永設計事務所 豊橋市東田中郷町75番地の1に提出すること。提出しない者は、入札に参加することができない。

入札参加申込書の提出期限

令和4年8月10日 午後4時

- (2) 本工事の設計書及び設計図面（以下「設計書等」という。）は、令和4年8月10日、午前10時~午後4時の間に、有限会社補永設計事務所 豊橋市東田中郷町75番地の1にて配布する。

8. 設計書等に関する質疑

設計書等に関し質疑がある場合は、別紙質疑書を作成し、記名、捺印、FAX番号、メールアドレス記入のうえ、有限会社補永設計事務所へ提出すること。ただし、FAX、メールによる提出も可能とする。質疑に対する回答は、令和4年8月18日午後2時から入札参加申込全者にFAX又はメールにて送信する。

質疑書の提出期限

令和4年8月16日 正午

質疑書の提出先

有限会社補永設計事務所（FAX 0532-51-6007）

（メール honaga-plan@nifty.com）

9. 入札参加資格の確認

入札参加資格は、愛知県建設工事関係入札者心得書に準じて法人理事会にて審査する。

10. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の審査の結果、資格がないと認められた者には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、当該理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。

11. その他

- (1) 入札執行回数は、1回とする。ただし、開札の結果、予定価格超過により落札者がいない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は2回までとする。
- (2) 愛知県社会福祉施設整備に係る契約事務の基準に則り予定価格を超えた入札は無効とする。
- (3) 最低制限価格を下回った入札参加者は失格とする。
- (4) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- (5) 前払金 10%
- (6) 中間前払金 40%

- (7) 入札にあたっては、入札書に表示された入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。この工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (8) この工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 契約保証金 免除
- (10) 契約書作成の要否 要
- (11) 営業所における専任の技術者は、工事現場における主任（監理）技術者を兼任できない。ただし、「営業所における専任の技術者の取扱いについて」（平成15年4月21日付 国総建第18号 国土交通省総合政策局建設業課長通知）に該当すると社会福祉法人ゆたか福祉会が認める場合を除く。

12. 不正行為排除

- (1) 当法人に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと当法人が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。
- (2) 本業務の入札に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。

13. 暴力団排除

- (1) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合社会福祉法人ゆたか福祉会は一切の損害賠償の責を負わない。
- (2) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、社会福祉法人ゆたか福祉会に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

14. 再度入札

- (1) 失格となった入札者は、再度入札に参加することができない。
- (2) 1回目の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札に参加しなかった者は、再々度入札に参加することができない。
- (4) 再度入札では業務費内訳書の添付は不要とする。

入札参加申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人 ゆたか福祉会
理事長 鈴木 清覚 様

申請者 住所
名称
代表者氏名
担当者氏名
電話
FAX
Mail

入札参加を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

工事名 第2 ゆたか希望の家 増築工事

工事場所 北設楽郡設楽町大字東納庫字松山 6 番 2、6 番 3